

夷隅環境衛生組合物品等一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書提出要綱

(入札に参加することができる者)

第1条 入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「入札資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (5) 暴力団員であると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (8) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。(9)について同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (9) 法人であって、その役員の中に(5)から(7)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (10) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- (11) 営業の実績が1年以上ない者

(12) 諸税を未納している者

(物品等の定義)

第2条 物品等とは、夷隅環境衛生組合（以下「組合」という。）の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）とする。

(1) 物品

(2) 委託業務等（印刷の請負、電子計算関連に係る業務、建物の清掃及び管理の業務、廃棄物の収集及び運搬並びに処分の業務、その他これに類するもの）

(入札資格審査の基準日)

第3条 入札資格審査の基準日は、申請日とする。

(入札参加資格審査申請書及び添付書類)

第4条 入札資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（組合独自様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる添付書類を添えて、夷隅環境衛生組合管理者（以下「組合管理者」という。）に申請しなければならない。

(1) 夷隅環境衛生組合入札参加業者受付票

(2) 審査項目調書

(3) 使用印鑑届

(4) 委任状

(5) 特約店・代理店・取扱いメーカー一覧表

(6) 物品等納入実績経歴書

(7) 委託業務等経歴書

(8) 財務諸表

(9) 納税証明書

(10) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は身分証明書

(11) 印鑑証明書

(12) ISO登録証

(13) 印刷設備等調書

(14) 許認可等調書

(15) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

2 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合にあっては、納税証明書、登記事項証明書又は身分証明書、印鑑証明書の添付を省略することができる。

3 第1項に掲げる添付書類において、それぞれの書類に対する個別の指示及び指定がある場合は、入札参加資格審査申請に関する説明書（以下「説明書」という。）において定める。

(入札資格審査の申請時期)

第5条 入札資格審査の申請時期については説明書において定める。ただし、組合管理者が特別に認めた場合はこの限りではない。

(申請書類の作成に用いる言語等)

第6条 申請書類は日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

2 申請書類のうち金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

(入札資格審査)

第7条 入札資格審査は、提出された申請書及び添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる事項ごとに行うものとする。

(1) 製造又は販売の実績

(2) 経営規模

1) 自己資本の額

2) 生産設備の額

3) 常勤職員数

(3) 経営状況

1) 流動比率

2) 営業年数

(入札参加資格の有効期間)

第8条 第7条に定める入札資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、説明書において定める。

(変更等の届出)

第9条 入札参加資格者は、入札参加資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届（以下「変更届」という）にその事実を証する書類を添付して提出しなければならない。

変 更 事 項	添 付 書 類
(1) 許認可等の変更	許認可証明書等又は許認可通知書等の写し
(2) 商号又は名称	登記事項証明書の写し並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にとっては、委任状（2部）及び誓約書

(3) 主たる営業所の所在地	登記事項証明書の写し並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
(4) 指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であれば登記事項証明書の写し
(5) 法人の代表者	登記事項証明書の写し並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
(6) 登記している印鑑（個人にあつては、登録している印鑑）	印鑑証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（2部）及び誓約書
(7) 指名通知等を受ける事務所の電話番号	
(8) 代理人に係る事項	委任状（2部）
(9) 使用印鑑	使用印鑑届

2 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち登記事項証明書又は印鑑証明書の添付を省略することができる。

3 変更届の提出方法等については、説明書において定める。

（入札参加資格の承継）

第10条 入札参加資格者から業務を承継し、その業務と同一性を失わない業務を引き続き行おうとする者が、次に掲げるいずれかに該当する者であるときは、その承継する業務に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- (5) その他、組合管理者がこれらに類すると認める者

2 前項に該当する者が第1条のいずれかの項目に該当するときは、入札参加資格の承継をすることができない。

3 入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継審査申請書（以下「承継審査申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

4 承継審査申請書の提出方法等については、説明書において定める。

(入札参加資格の取消し)

第11条 入札参加資格審査申請後、資格に係る営業を廃止するなどした場合で、入札参加資格の取消しを希望する場合は、入札参加資格取消申請書を提出することにより、その資格を取消することができる。

2 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、組合管理者はその者の入札参加資格を取消すものとする。

(1) 第1条の(1)から(9)まで及び(12)のいずれかに該当することとなったとき、又は営業に関し必要とされる許可若しくは認可等を失ったとき。

(2) 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したことが発覚したとき。

(3) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。

(4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(5) 第9条の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしなかったとき。

3 前項の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、組合管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

(入札参加資格の停止)

第12条 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。

(1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合

・当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合

・同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われる日まで

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合

・同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われる日まで

2 前項の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、組合管理者は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間の更新に関する手続)

第13条 入札参加資格の更新を希望する者は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別途行う公告に基づき申請書を提出すること。ただし、市町村合併及び市町村共同の入札参加資格審査等により実施することとなった場合は、この限りではない。